注記

1　重要な会計方針

⑴　有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　昭和 59 年度以前に取得したもの…再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ　昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの…取得原価

取得原価が判明していないもの…再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②　無形固定資産…取得原価

⑵　有価証券等の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的有価証券…償却原価法（定額法）

②　満期保有目的有価証券以外の有価証券

ア　市場価格のあるもの…会計年度末における市場価格

イ　市場価格のないもの…取得原価又は償却原価法（定額法）

③　出資金

ア　市場価格のあるもの…会計年度末における市場価格

イ　市場価格のないもの…出資金額

⑶　有形固定資産等の減価償却の方法

①　　有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

a 事業用資産

建物　　9～50 年

工作物　2～60 年

b インフラ資産

建物　　10～75 年

工作物　5～75 年

c 物品　　2～45 年

②　無形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

なお、ソフトウェアについては、市における利用可能期間（５年）に基づいています。

③　リース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

⑷　引当金の計上基準及び算定方法

①　投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上していま

す。

② 徴収不能引当金

過去５年間の平均不納欠損率に基づく徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

自己都合による期末要支給額に基づき計上しています。

なお、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び奈良市病院事業会計に属する職員の退職手当は、一般会計で計上しています。

④ 賞与等引当金

６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

なお、後期高齢者医療特別会計及び奈良市病院事業会計に属する職員の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額は、一般会計で計上しています。

⑤ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑸ リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

⑹ 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）。また、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑺ その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額が 50 万円（芸術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じています。

２ 重要な会計方針の変更等

サマルカンド国際交流事業を円滑に実施するため、サマルカンド国際交流事業特別会計を

設置しました。

3　重要な後発事象

⑴　主要な業務の改廃

該当なし。

⑵　組織・機構の大幅な変更

■AI を活用した業務改善を積極的に推進するため、AI 活用推進課を新設する。

■公立私立の枠組みを超え市全体の保育の質を高める取り組みの推進や子育て支援の一層の充実のため、子ども未来部における業務再編と課名の刷新を行う。

■新駅まちづくり推進課を廃止し、都市政策課に新駅周辺係を新設する。

■奈良町にぎわい課を廃止し、観光戦略課に奈良町にぎわい室を新設する。

⑶　地方財政制度の大幅な改正

該当なし。

⑷　重大な災害等の発生

該当なし。

4　偶発債務

⑴　保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
奈良県信用保証協会	－	－	14,650 千円	14,650 千円
計	－	－	14,650 千円	14,650 千円

⑵　係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で、損害賠償等の請求を受けている主なものは、次のとおりです。

①　奈良地方裁判所令和 5 年（ワ）第 50 号
　損害賠償請求事件　50,000 千円

②　奈良地方裁判所令和 7 年(行ウ）第 4 号
　損害賠償請求事件　13,992,000 千円

③　奈良地方裁判所令和 8 年(行ウ)第 1 号
　損害賠償請求事件　48 千円

④　奈良地方裁判所令和 8 年（レ）第２号
　損害賠償請求事件　1,000 千円

5　追加情報

⑴　財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象とする会計

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

・一般会計

・土地区画整理事業特別会計

・母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

・サマルカンド交流事業特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

「一般会計等」は「普通会計」の対象範囲に加えて、「宅地造成事業（近鉄西大寺駅南地区・ＪＲ奈良駅南地区）、奈良町南駐車場の管理に要する経費並びにこれらに係る公債費」を対象としています。

③ 地方自治法第 235 条の５の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和８年４月１日～5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	9.9％	60.7％

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額はありません。

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分		金額
繰越明許費		10,935,534 千円
	一般会計	10,632,805 千円
	土地区画整理事業特別会計	302,729 千円

⑵ 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に関する情報

該当なし。

② 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

該当なし。

③ 基金借入金（繰替運用）残高

該当なし。

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

85,771,566 千円

⑤ 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

将来負担額　　196,826,153 千円

［内訳］

一般会計等に係る地方債の現在高　168,319,616 千円

債務負担行為に基づく支出予定額　0 千円

公営企業債等繰入見込額　11,165,101 千円

退職手当負担見込額　17,341,436 千円

充当可能財源等　149,317,686 千円

［内訳］

充当可能基金　17,101,754 千円

充当可能特定歳入　26,056,336 千円

基準財政需要額算入見込額　106,159,596 千円

標準財政規模　87,277,669 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　9,073,704 千円

⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 2,289,088 千円

⑶ 行政コスト及び純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

⑷ 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支　10,333,273 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	166,715,297 千円	162,398,468 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	655,639 千円	2,396,163 千円
繰越金に伴う差額	△2,641,196 千円	
資金収支計算書	164,728,821 千円	164,859,668 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は特別会計の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と行政コスト及び純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支　17,883,108 千円

減価償却費　△11,354,366 千円

賞与等引当金の増減額	△71,134 千円
退職手当引当金の増減額	△140,617 千円
徴収不能引当金の増減額	△12,106 千円
資産除売却損	△1,556,021 千円
資産売却益	52,454 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	2,097,418 千円
長期延滞債権の減少	385,768 千円
未収金の減少	73,064 千円
長期未払金の減少	0 千円
未払金の減少	0 千円
未払費用の減少	△10,419 千円
その他の資産・負債の増減額	△467,876 千円
行政コスト及び純資産変動計算書の本年度差額	6,879,273 千円

④　一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額　26,000,000 千円

一時借入金に係る利子額　　100 千円

④　　重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得　　561,830 千円